

西東京都市計画道路 3・4・17 号東伏見線の変更について

**【案】**

# 都市計画の案の理由書

## 1 種類・名称

西東京都市計画道路 3・4・17 号東伏見線

## 2 理由

東伏見駅周辺は「西東京市都市計画マスタープラン」における交通環境の方針として、西武新宿線の踏切をなくし、車や歩行者がスムーズに通行できるよう、連続立体交差化の実現に向けた取組みを進めることとしている。

一方、東京都では、平成 16 年 6 月に「踏切対策基本方針」を策定し、井荻から東伏見駅付近について、「鉄道立体化の検討対象区間」としている。

今回、西武鉄道新宿線東伏見駅付近の連続立体交差化計画との整合を図るため、交通広場の面積を約 2,600 m<sup>2</sup>に変更するものであり、連続立体交差化に伴う駅改良において、南北を繋ぐ歩行者空間を整備することで、利便性が向上するものである。

## 西東京都市計画道路の変更（西東京市決定）

西東京都市計画道路中 3・4・17 号東伏見線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・17	東伏見線	西東京市 東伏見 二丁目	西東京市 東伏見 六丁目	西東京市 東伏見 二丁目	約 520m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と平面交差 1 箇所	
	その他		なお、西東京市東伏見二丁目及び三丁目地内に東伏見駅南口交通広場を設ける。								面積約 2,600 m <sup>2</sup>

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

### 理由

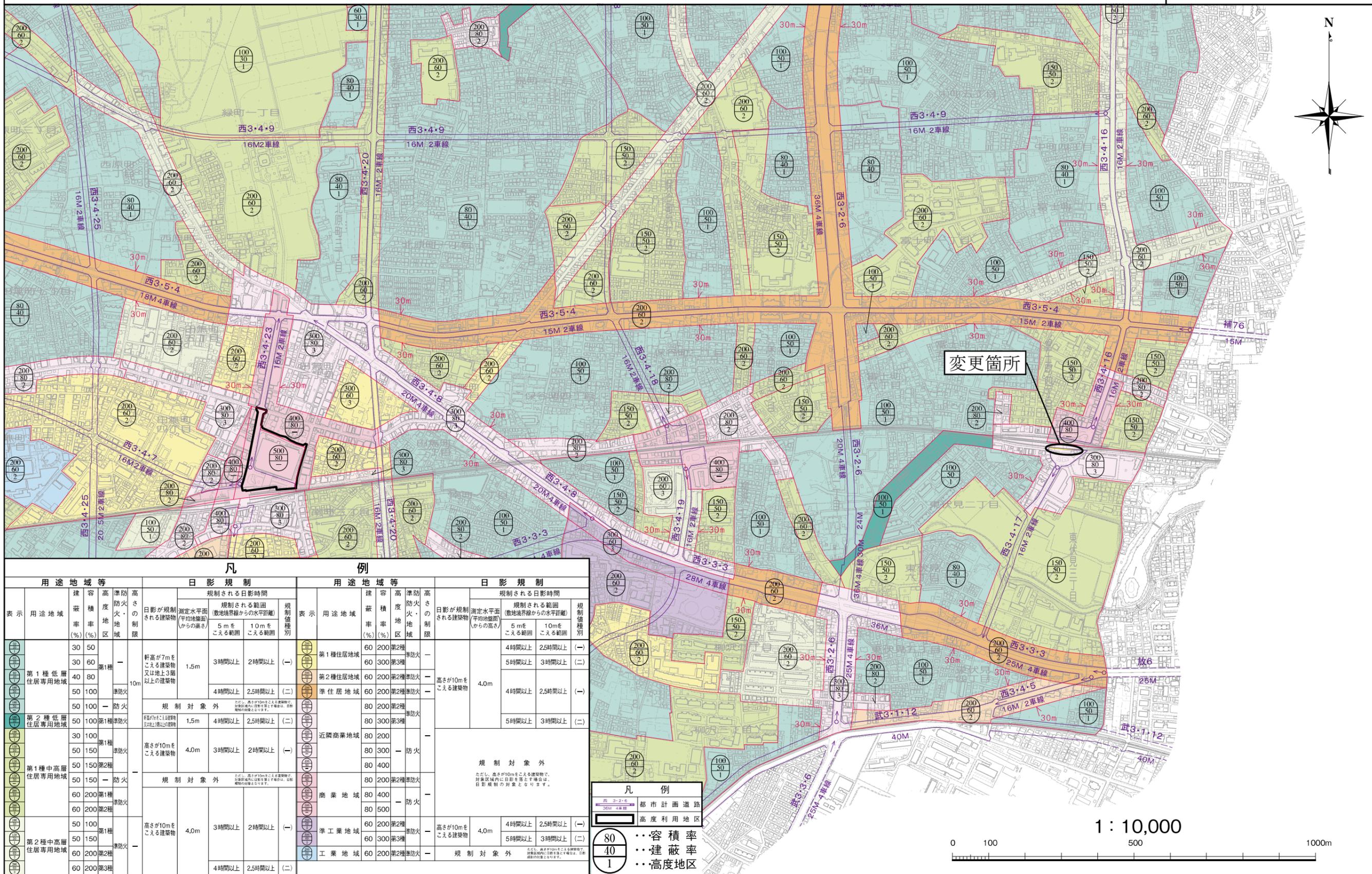
西武鉄道新宿線東伏見駅付近の連続立体交差事業との整合を図るため、交通広場の面積を変更する。

### 変更概要

名称	変更事項
3・4・17 号東伏見線	1 広場面積の変更 約 2,800 m <sup>2</sup> → 約 2,600 m <sup>2</sup>

西東京都市計画道路3・4・17号東伏見線 総括図〔西東京市決定〕

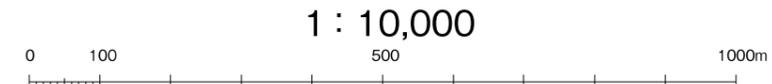
縮尺一万分の一

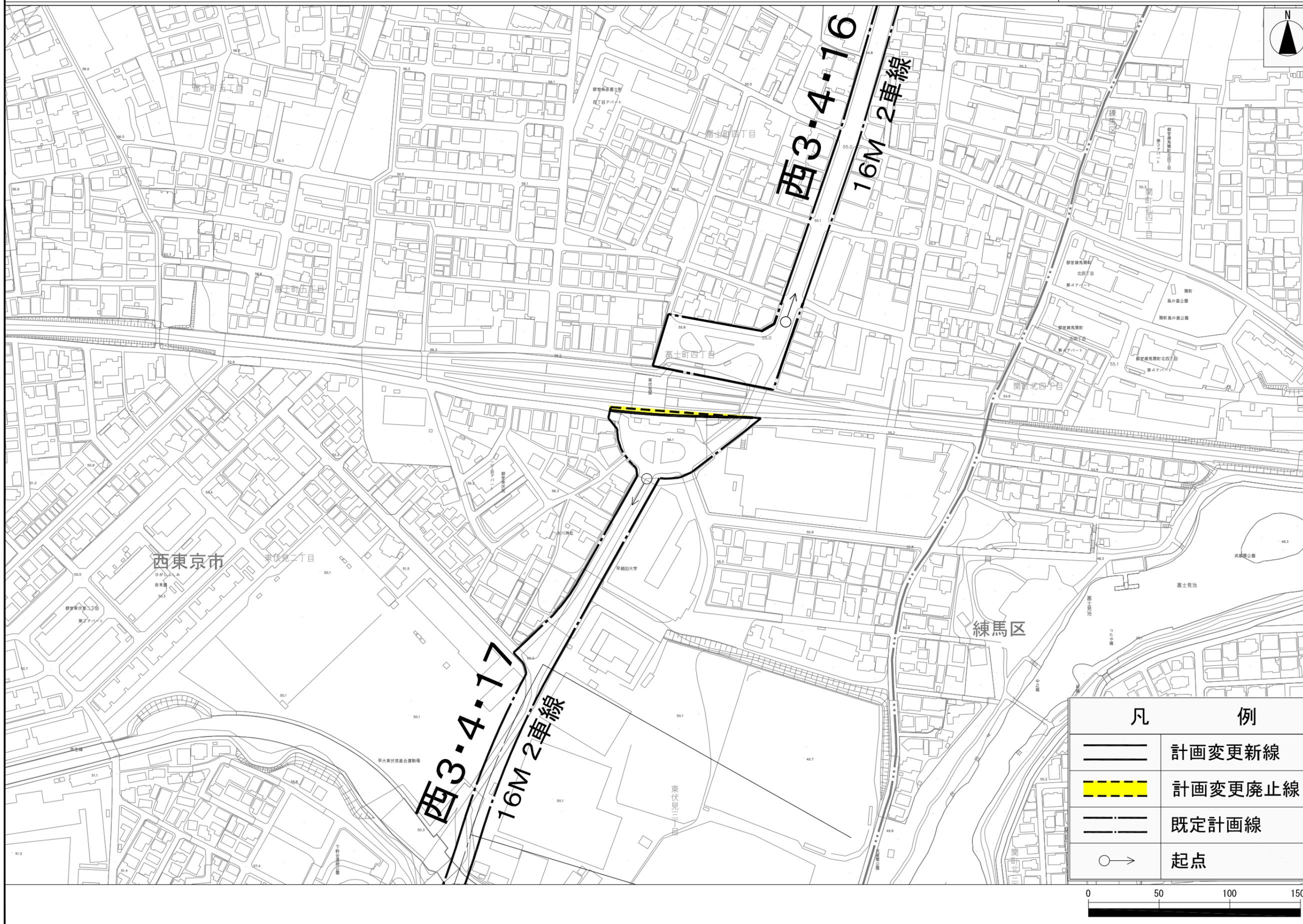


用途地域等		日影規制		用途地域等		日影規制									
表示	用途地域	建容率 (%)	防火・防風区	高さの制限	日影が規制される建築物	測定水平面 (平均地盤面) からの高さ	規制される日影時間	表示	用途地域	建容率 (%)	防火・防風区	高さの制限	日影が規制される建築物	測定水平面 (平均地盤面) からの高さ	規制される日影時間
①	第1種低層住居専用地域	30 50	第1種	10m	軒高が7mをこえる建築物又は地上3階以上の建築物	1.5m	3時間以上 2時間以上 (一)	①	第1種住居地域	60 200	第2種	-	高さ10mをこえる建築物	4.0m	4時間以上 2.5時間以上 (一)
		30 60					5時間以上 3時間以上 (二)								
②	第2種低層住居専用地域	40 80	第1種	-	高さ10mをこえる建築物	1.5m	4時間以上 2.5時間以上 (二)	②	準住居地域	60 200	第2種	-	高さ10mをこえる建築物	4.0m	4時間以上 2.5時間以上 (一)
		50 100					5時間以上 3時間以上 (二)								
③	第1種中高層住居専用地域	50 100	第1種	-	高さ10mをこえる建築物	4.0m	3時間以上 2時間以上 (一)	③	近隣商業地域	80 200	第2種	-	-	-	規制対象外
		50 150					4時間以上 2.5時間以上 (二)								
④	第2種中高層住居専用地域	60 200	第1種	-	高さ10mをこえる建築物	4.0m	3時間以上 2時間以上 (一)	④	商業地域	80 400	-	-	-	-	-
		60 200					4時間以上 2.5時間以上 (二)								
⑤	工業地域	60 200	第3種	-	-	-	-	⑤	準工業地域	60 200	第2種	-	-	-	-
		60 200								4時間以上 2.5時間以上 (二)					

**凡例**

- 西3・4・6 都市計画道路
- 36M 4車線 高度利用地区
- ⑧ 容積率
- ④ 建蔽率
- ① 高度地区





凡 例	
	計画変更新線
	計画変更廃止線
	既定計画線
	起点

